

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和2年10月5日（月）17:17～17:44
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

#### <関係省庁>

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

千野 貴彦 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

稲垣 貴裕 法務省出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長

松本 圭 厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）

渡邊 智之 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課課長補佐

浅野 大介 経済産業省商務サービスグループサービス政策課長

遠藤 佐知子 経済産業省商務サービスグループサービス政策課  
サービス産業室室長補佐

#### <事務局>

眞鍋 純 内閣府地方創生推進事務局長

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長

佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官

黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人家事支援人材の活用の全国展開について
- 3 閉会

---

○黒田参事官 それでは、「外国人家事支援人材の活用の全国展開について」ということでワーキンググループを進めたいと思います。本日は、法務省、厚生労働省、経済産業省に御出席いただいております。

本日の資料につきましては、事務局から一つ配付させていただいております。こちらの資料でございますが、個別企業のデータ等々が含まれているものですから、一部非公開ということをお願いしたいと思います。また、いくつか個別企業名が議論の中で出てきた場合についても、議事要旨の中では一部お控えさせていただきたいと考えてございます。そういうことでよろしいでしょうか。

よろしいということですので、最初に内閣府から説明して、順に関係省庁から御説明いただく形で、八田座長、議事進行をお願いいたします。

○八田座長 分かりました。

それでは、関係省庁の皆様、お忙しいところお越しくささいまして、どうもありがとうございました。

まずは、内閣府から御説明をお願いいたします。

○千野参事官補佐 それでは、お配りしている資料について、家事支援外国人受入事業の全国展開に対する内閣府の意見につきまして、資料を用いて御説明させていただきます。

まず、1 ページ目、国家戦略特区制度における特例措置の全国展開の位置付けでございます。国家戦略特区の基本方針につきましては、基本的な考え方の中に、規制の特例措置は適切な評価を行い、その評価を全国に広げていくことが必要ということが示されてございます。また、その評価プロセスにおきましては、国家戦略特区諮問会議におきまして、規制の特例措置を所管する府省庁からの意見を聞き、全国展開の可否、要件の見直しの必要性等を含め、検討することとしてございます。

なお、これまで一旦特例措置化した後に全国展開した事例というものは九つございますけれども、今年度の成長戦略フォローアップにおきましては、特例措置の活用から一定期間が経過し、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させるとしてございますので、本事業を含め、特例措置の全国展開に向けた検討を内閣府のほうでしているところでございます。

それでは、2 ページ目以降でございますけれども、本事業の進捗につきまして御説明いたします。

本事業につきましては、平成27年に法制化されまして、これまで東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県、千葉市の自治体に御活用いただきまして、これまで7事業者がこの事業に参入いただいているところでございます。

2 ページ目、3 ページ目は、制度の概要ですので割愛させていただければと思っております。

4 ページ目、平成29年3月より外国人材の受入れを実際には開始いたしまして、これまで受け入れた人材は全国で1,000名を超え、家事支援サービスの利用者数及び利用回数は年々増加傾向でございます。ただし、利用世帯数におきまして、右下の図で示しているとおり定期的な顧客の利用というものは中々伸び悩んでいるところでございまして、利用世帯の裾野拡大が課題となっているところでございます。なお、スポット的な1回限りの契

約数というのは比較的多いございますけれども、統計の関係上このような整理とさせていただきます。

続いて、5ページ目、本事業の制度の目的は、女性活躍の推進、あるいは家事支援ニーズへの対応でございますけれども、期待している効果が出たのかということでアンケート調査を事業者独自にされたものでございます。調査結果からは、家事負担の軽減、仕事の時間確保につながるなどの評価を受けているというところでございます。

配付資料の非公開部分についてでございますけれども、この制度をやっていく中で、人材を受け入れるスピードが速過ぎた事業者がいたということでございまして、今年1月のワーキンググループでも議論させていただきました。御意見を踏まえまして、令和2年3月に事業に関連する指針を変更し、新たな雇用の条件として事業者に4割以上の人材稼働率を求める規定を追加したところでございます。

なお、個別の対応としても、今、受け入れている人材が十分に活躍できるように稼働率の改善計画書を求めたところでございまして、コロナ禍の影響というものはございますけれども、稼働率は緩やかに改善傾向でございまして、引き続き今後の動向を注視していくものと考えてございます。

なお、次が、東京都、神奈川県、あるいは大阪府、兵庫県における人材1日当たりの1日平均稼働時間の推移でございます。

それから、次が、このコロナ禍で家事支援サービスにどのような影響があったのかというところが気になったところでございまして、影響を確認したものでございます。左下のグラフにつきましては、2019年11月、昨年11月時点での各社の利用回数を1とした場合のその後の各月の利用回数の推移でございます。一時的にコロナ禍によって、特に緊急事態宣言の期間中、落ち込みがございましたが、その後、徐々に回復傾向でございます。また、新たな生活様式などに関連し、家事支援サービスの利用については、一定程度ニーズに変化が見られるところでございます。

ここまでする事業の進捗でございまして、今後は、可能な範囲で家事支援ニーズのデータを調べさせていただきますので、御紹介させていただきます。6ページ目以降でございます。女性活躍の観点から、これまでの共働き世帯の推移というものを付けてございます。平成29年の人材受入れ開始以降も共働き世帯の増加というものが傾向としては見てとれるところでございます。

7ページ目におきましても、女性の就業率、あるいは民間企業の女性の役職の方についても徐々に増えてきているところでございます。

また、8ページ目、9ページ目に有効求人倍率のデータを付けてございまして、まとめて申し上げますと、特区区域以外の区域についても有効求人倍率が高いということでございまして、コロナ禍の影響で若干低下傾向ではございますけれども、まだ一定の水準は保っているということでございます。有効求人倍率は間接的な指標ではございますけれども、潜在的な家事支援ニーズと言えるのではないかとということでございます。

また、10ページ目、11ページ目に経済団体からの要望といたしまして、新経済連盟と日本商工会議所からの御提言でございます。

最後に、全国展開に関する事業者からの聞き取りということで、12ページ目に示してございます。既存の事業者に私どものほうからヒアリングさせていただいたところ、全国展開に関して、特に埼玉県、千葉県全域のニーズがあるということが共通のニーズでございました。

また、この事業者は、日本人と外国人のそれぞれの家事支援サービス事業をされている会社もあれば、外国人材だけのサービスをされているところもあって、いずれにしても家事支援というものは、全体として日本人、外国人に限らずニーズがあるというのが各社の御意見でございました。

以上のことを踏まえまして、制度の活用が進んでいること、あるいは制度上生じた弊害に対して対策を講じていること、特区区域以外のニーズについても一定程度確認できていることなどから、本事業の目的である女性活躍推進、家事支援ニーズへの対応を一層推進すべく、内閣府といたしましては、本事業の全国展開について結論を得るべく、例えば、今年度中など年限を切って検討していくべきではないかと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、関係省庁から御意見を伺いたいのですが、まず、法務省からお願いします。

○稲垣室長 法務省出入国在留管理庁でございます。

法務省といたしましては、先ほど内閣府の説明にございましたとおり、一部の事業者で稼働率がかなり低迷したままというところが若干気になっておりまして、一部の事業者と言っても、人数ベースでは6割から7割近くを占めているところでございますので、そういう状況を踏まえまして、十分現状を分析、検討した上で、全国展開が適当と結論付ける状況にあるのかどうかということも含めて精査が必要ではないかと思っているところでございます。

家事支援人材に関しては、本年3月に通算の在留期間につきまして、従来最大3年だったのが5年までという見直しを行ったばかりということもございまして、現下のコロナ禍の状況で若干利用が伸び悩んでいるというお話もございしますが、諸々の状況等を含めまして検討の上、全国展開すべきだという状況にあるのかどうかということも含めて協議させていただければと思っているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

厚生労働省、お願いします。

○松本参事官 厚生労働省政策統括官付の参事官の松本でございます。よろしく申し上げます。

厚生労働省といたしましては、頂戴しているデータでは、数少ない事業者の稼働率に大きな差が見られるということ、ニーズがあるということなのであれば、この稼働率がもっ

と上がっていても然るべきといった点が諸々ございまして、まさにニーズについての情報が欠けているように思われます。

厚生労働省としては、まずは、どのような事業者が参入しようとも、外国人の雇用管理が適切に行われるということは確保しなければならないという考えでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省、お願いします。

○浅野課長 ありがとうございます。経済産業省サービス政策課長でございます。

今、法務省と厚生労働省から主に御懸念ということで頂いた点は、もちろん理解しております。つまり、出入国管理といったことについての合理的な対策が必要だったり、そもそも需要の問題というのはどの程度見えてくるのかといったことは、当然詰めることが大前提だと思っております。

一方で、この家事支援外国人受入事業が、特区の制度によってこれだけの首都圏において、まさに内閣府の資料の中にA社、B社、C社というふうに最後のページにお示しいただいているように、市境、区境、県境で需要が途絶えてしまう。こうして区切っている中で、対応できない需要というものが首都圏の大きい需要の中でも発生しているわけですし、やはりこういうところを見ると、少なくとも大きな都市圏においては需要はあるのだろうと。

この辺の需要がこれだけあるのだという現実を直視しつつ、やはり女性活躍の促進ですとか、子育て環境整備ですとか、色々な意味で特区の成果というものは画期的な第一歩だと思いますので、合理的な対策をしっかりと打つことを前提として、是非全国展開に向けた合理的な対策を検討いただきたいと思いますと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

今の御議論には大きく二つの論点があったと思います。第1は、ニーズに関してです。厚生労働省は、ニーズの情報が欲しい。経済産業省は、実際問題として、特区に隣接する地域でのニーズというものが非常にはっきりしているのではないかと指摘されました。第2は、法務省から、稼働率が低い事業者がいたのが気になるという御指摘があったと思います。

まず、内閣府のほうから今の2点について御意見を伺えますか。

○千野参事官補佐 先に厚生労働省から御指摘いただきましたニーズについて情報が欠けているのではないかとということでございますけれども、私どものほうで特区の原則としては、弊害がなければ全国展開すべしということではございますが、他方で、私どもが調査できる可能な範囲では、今回お示ししたところでございます。ですので、欠けている部分のニーズが具体的にはどういったものなのか、あるいはそのニーズを調査した結果、こういうことであればよいのではないかとこのを具体的にお示しただけたらありがたいと思っております。

もう一つの法務省出入国在留管理庁からの御指摘でございますけれども、稼働率について御懸念を示されたところでございます。そもそも稼働率については、制度上何かしら事業者に対して、罰則ではございませんけれども、受入れというものに一定程度歯止めをかけるということ、また、受け入れた人材が十分に活躍いただくことから、関係省庁にも御理解いただきまして、今年3月に指針を変更させていただいたところで、今後、動向については注視すべきではありますけれども、その点については制度としての対策を取ってきているというのが私どもの認識でございます。ですので、制度的な対策を取った後のフォローアップは当然必要でございますけれども、できましたら全国展開に向けた議論とは分けて考えていただけないのかなというところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員から御意見を伺いたいと思います。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 今の内閣府のほうから答えがありましたように、特段の弊害がないということについては、関係各省も合意されているというか、特段の弊害についての御指摘がないので私はそう思っているのですけれども、特段の弊害がないということであれば、内閣府のほうで今御説明したような、あるいは、足りないのであれば、どういうものを示さなければいけないのかということについてコミュニケーションを取っていただいて、基本的にはできるだけ早く全国展開をするというのが特区制度でございますので、日時を限ってこれこれこういうようなデータがなければならぬというような進め方をする必要のあるのかなと思っています。

少なくとも特段の弊害がなくして一定の実績があるということは、この実績が多い少ないみたいな話になったら、基本的にすごく主観的な話であって、それは制度を所管している人がうんと言うか言わないかみたいな世界になってしまいますから、基本的に実績があって特段の弊害がないようなものについては、全国展開すべきである。

経済産業省のほうで指摘されましたように、行政界のところで非常に困っている部分があるというのであれば、それは全国展開をすべきだというのが筋ではないかなと私は思います。

○八田座長 ありがとうございます。

安念先生、御意見はありますか。

○安念委員 ニーズの問題は常に出るのですが、元々選択の可能性がなかった消費者に対してのニーズというものをどういうふうに考えたらいいか。おそらくは経路依存性が非常に強い世界になっているはずなので、そもそもそういう選択肢を思いつかないとか、十分に潜在的なニーズがあってもそれをどういう掘り起こし方をするのかよく分からないといったことがあるので、その点は十分に御勘案いただきたいと思います。供給があってこそ需要が喚起されるということは十分にあることですので、その点は是非カウント

していただきたいと思います。

それから、事業者によっては雇い過ぎたということがあるということも御懸念の材料にあるかもしれませんが、それは率直に言って事業者ですから、例えば、原料を買い過ぎたというのはいくらでもあることであって、それは経営判断でいささか甘いところがあったというだけの話ですので、制度をどうするかということと直ちに連動するようなものではないと私は考えます。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございます。

では、役所のほうから、今の私どもの意見に対して何かコメントはございますでしょうか。

今の安念先生がおっしゃったのは、これは基本的にまず自由を与えてそこで選択をさせるべきなのだと。まだ選択もさせていないのにニーズが分かるわけないではないかという御指摘でした。厚生労働省はどうお考えですか。

○松本参事官 厚生労働省は先ほど申し上げたとおり、雇用管理が適切に行われることが重要だということをおっしゃったところですよ。

ニーズのデータが十分ではないというのは、ここに示されたデータは、潜在的な家事支援ニーズというのは共働き世帯が増えているとか女性活躍が進んでいるといった話と、日本人のというべきかどうなのか、有効求人倍率が高いというデータしか示されていないです。実際に供給が需要を作るという話であれば、業者の稼働率が低いところはどういうことなのか、それは業者の努力不足ということなのでしょう。

結局は人の需給の問題でございますので、日本人もそうですし、来日される外国人も失敗でしたというわけにもいかないもので、そういう意味で、可能な限り問題が生じないように、そのために特区で実験をしているわけですから、実験をしている中で怪しいデータがある一方で、需要が十分にあるといったデータの何かしらの把握をしないのでは、進めていいものやらということでございます。

○八田座長 そうすると、一方で、例えば、さっきの特区の境界のところではニーズがあるというのは私どもも複数の事業者から話を聞いていますので、現実にある。

ところが、他のところで稼働率が低かったという法務省が問題にされたようなところですが、これは厚生労働省のお考えでは、事業者だけの問題ではなくて、来る人に対する労務管理の問題もあるということだと思います。これについては、さっき内閣府としては対策を立てたということをおっしゃいました。今のところは一つの対策を立てたのだと思います。そこをどう評価するかということが論点になるのではないかと思います。やはり不十分だとお考えですか。

○松本参事官 厚生労働省ばかり当てられるとあれなのですけれども、雇用管理との関係で申し上げれば、特区の6事業者、また、各地域によってのそれぞれの事業者については、言わば事前に指針その他によって要件化しているところがあるので、そういう意味で、物

量として、例えば、半分逃げ出しているといったことはない、それは明らかにはなっていないと承知しています。一方で、事故がゼロでもないとも聞いておりますが、ただ、これは事故ゼロというものをどこまで求めるかという話でもあります。

そういう中で、雇用管理を適正にするためにはどのような制度設計が必要かということも考えなければならなくて、そのときに需要が元々、例えば、Aあるところに2Aの人が入ったときにどうかという話と、2分の1Aの人が入ってきたときにどうかというのは制度設計の仕方も違ってくとも思います。そういう意味で、どれぐらいの需要があるのかという12ページの隣県、隣市にうちも来てほしいのにとという話は、御指摘のとおりニーズはあるのだと思います。ゼロでないという意味でニーズはあるのですが、それは市場としてどれだけ成立するのかというデータではないのではないのかという気はいたします。

○八田座長 今、二つの論点があったように思うのですがけれども、労務管理がきちんとすることが必要だと思います。特区の場合には、事業者にある程度事前に要求しているから、全国展開するに当たってはそれと類するような労務管理を他でもきちんとできるようにしてほしいというのが一つあると思うのです。それはよく分かるのです。それは内閣府とも色々詰めていただきたいと思います。全くいい加減な事業者がどんどん入ってくるというのはやはり困ると思います。

一方、需要が全部あることを証明して規制緩和すべきかと言うと、そんなことはないと思います。やはり空集合ではない、要するにいくつかのきちんとした事例で需要があるということを示せば、きちんとした労務管理の下でそれを事業者の選択肢として入れるということにすればいいのではないかと思います。

したがって、論点はどうも今の特区でやっている労務管理、結果的に労務管理の質を全国展開したときにどういうふうに維持できるかということではないかと思います。

あと、委員の方から何かコメントはありますか。

では、関連官庁の方で御意見ございますか。

内閣府のほうから最後にコメントはありますか。

○千野参事官補佐 関係省庁の皆様からも御懸念の点とかをお示しいただきましたし、委員の先生方からも色々御助言を頂きましたので、内閣府といたしましては、当初申し上げましたとおり、色々御意見はございますけれども、まずは、全国展開の結論を得るべく関係省庁の皆様で具体的な協議を進めさせていただけないか。その際、可能な範囲で年限を切って、なるべく早くそういったところができないかということも含めまして御相談、御協議させていただければと思っております。

○八田座長 それでは、ある程度論点は煮詰まっていると思いますので、そこら辺についてこの案を詰めて、今の制度を全国展開できるように検討の期限を付けるということに努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

予定の時間が参りましたので、これでおしまいにしようと思います。事務局、これでよろしいですか。

○黒田参事官 特段なければ、これで終了して結構かと思えます。

○八田座長 お忙しいところ、どうもありがとうございました。これで終了いたします。